

65歳以上の介護保険料を改定

「第8期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」のスタートに伴い、安定した財政運営のため、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料を改定しました。この保険料は令和3年度～令和5年度まで適用され、3年ごとに見直しを行います。

問い合わせ／介護保険課介護推進担当（内線2673・2675）

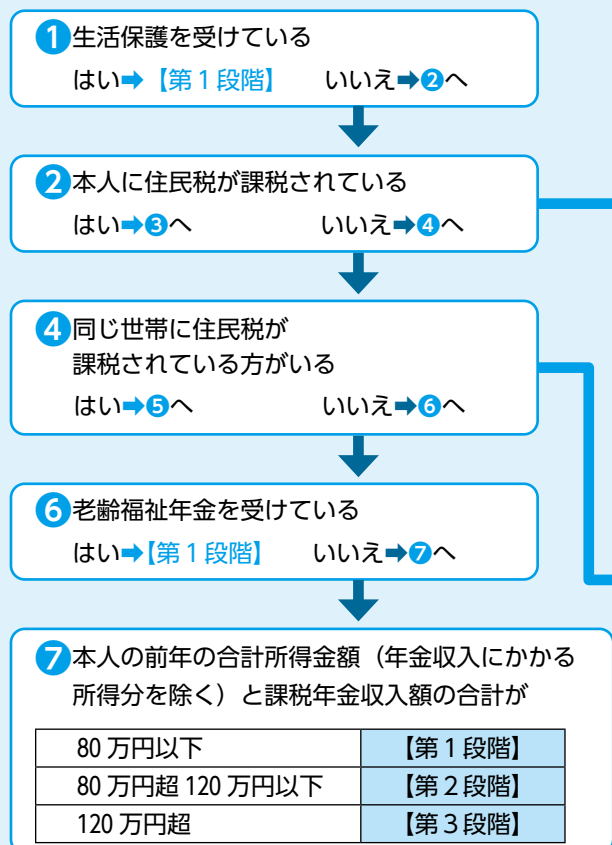
～改定後の保険料～

介護保険料は次のフローチャートにより、本人や世帯の課税状況や所得等に応じて段階が決まり、それぞれの算出方法で決定します

令和元年10月からの消費税増税に伴い、従来の給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、第1段階～第3段階の低所得者の方の保険料を軽減しています

基準額を「4,800円／月」▶「5,200円／月」に改定

はい → いいえ



【各段階ごとの保険料(年額)及び算出方法】

段階	算式	介護保険料
第1段階	基準額 × 0.30 × 12	18,800円
第2段階	基準額 × 0.40 × 12	25,000円
第3段階	基準額 × 0.70 × 12	43,700円
第4段階	基準額 × 0.90 × 12	56,100円
第5段階	基準額 × 1.00 × 12	62,400円
第6段階	基準額 × 1.20 × 12	74,800円
第7段階	基準額 × 1.30 × 12	81,100円
第8段階	基準額 × 1.50 × 12	93,600円
第9段階	基準額 × 1.70 × 12	106,000円
第10段階	基準額 × 1.80 × 12	112,300円

3 前年の合計所得金額が

120万円未満	【第6段階】
120万円以上210万円未満	【第7段階】
210万円以上320万円未満	【第8段階】
320万円以上400万円未満	【第9段階】
400万円以上	【第10段階】

5 本人の前年の合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）と課税年金収入額の合計が

80万円以下	【第4段階】
80万円超	【第5段階】

※平成30年度税制改正（給与所得控除・公的年金等控除の10万円引き下げ分）による影響が生じないように、令和3年度より合計所得金額を調整します

令和3年度の介護保険料は7月に通知

65歳以上の方には令和3年度介護保険料額決定通知書を7月に通知します。また、転入・転出等による第1号被保険者資格の異動や、所得申告などによる課税状況・所得金額等の変更があった際は、年度の途中でも保険料額が変更となる場合があります。

災害などの特別な事情や新型コロナウイルス感染症の影響等により、一時的に保険料が納められなくなった場合は、申請により保険料の徴収猶予、減額・免除が受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

